

第2章

計画策定の方向性

第2章では日本及び世界の情勢等の変化に対応した
本市の計画策定の方向性を示します。

第1節 日本及び世界における環境政策と社会情勢の変化

国は、「環境基本法」に基づき国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める「第五次環境基本計画」を平成30年4月に閣議決定しました。

第五次環境基本計画は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（下図）の考え方を活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略（「経済」「国土」「地域」「暮らし」「技術」「国際」）を設定し、6つの環境政策（「気象変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」「環境リスクの管理」「基盤となる施策」「大規模災害発生時の対応」）により推進していくものです。

●持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



一方、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」、令和3年に「第6次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、その骨子は「第五次環境基本計画」と共通しています。

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットにて定められた、2016年～2030年までの15年間で達成するための世界共通の目標です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



1 脱炭素社会の実現

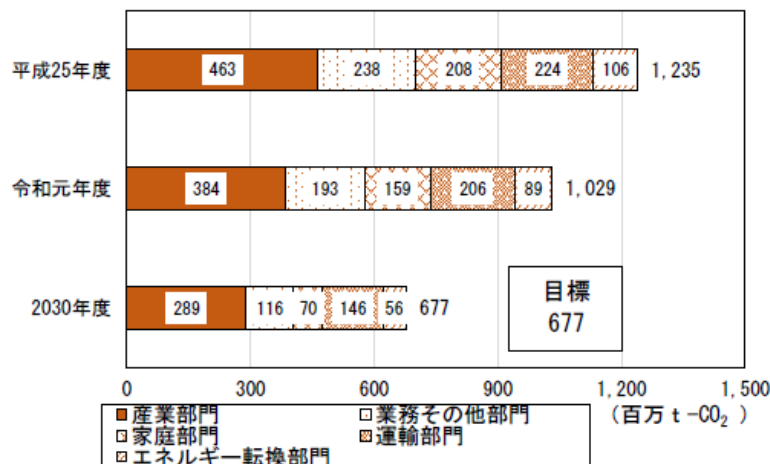
平成 23 年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、国のエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされました。また、脱炭素に向けた世界的潮流や、エネルギー安全保障の確保の重要性が高まったことを踏まえて、国は令和 3 年 10 月に、「第 6 次エネルギー基本計画」を策定し、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大、徹底した省エネルギーの推進及び温室効果ガス排出量の抑制を目指すこととしています。

また、令和 3 年には、グラスゴーで開催された COP26（気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）において、採択された「パリ協定」中に掲げられる「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃に抑え、可能ならば 1.5℃に抑える努力をする」という目標がアップデートされ、「グラスゴー気候合意」の中で平均気温上昇を 1.5℃にすることが目標として明記されました。

わが国においては、「パリ協定」の採択に伴い 2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減することを目標とした「日本の約束草案」を平成 27 年に国連に提出し、この目標を達成するための計画として平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国をあげた温室効果ガスの削減に取り組んできました。また、令和 2 年には「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、令和 3 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する、さらに 50%の高みを目指すこととしました。

下表は、国の温室効果ガス排出量の実績と、2030 年における 46%の削減目標です。本市としては、このような社会情勢を加味した温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、「地球温暖化対策の推進」及び「再生可能エネルギーの導入の推進」などに取り組む必要があります。

●国の温室効果ガス排出量



温室効果ガスと地球温暖化について

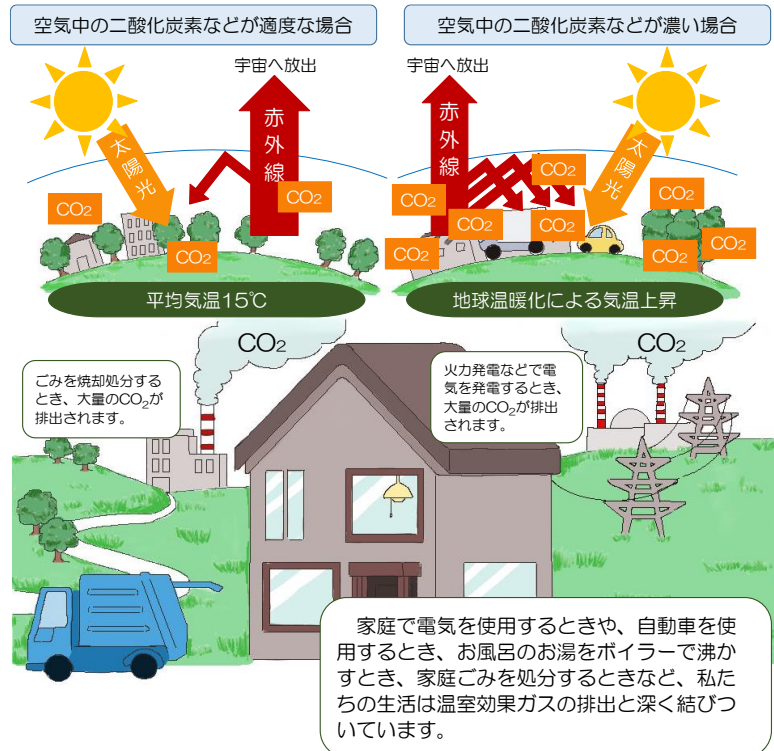
地球の平均気温が 14℃と生物に適した温暖な状態に保たれているのには、地球を取り巻く大気が大きな役割を果たしています。大気に含まれる気体は、太陽光により暖められた地表面から宇宙空間に向かって放射される赤外放射を吸収し、それを地表面に向かって再放射しています。この作用のために、大気は暖められ、温暖に保たれているのです。このような気体を温室効果ガスと呼びます。

近年における化石燃料の消費などが原因で、大気中の温室効果ガス濃度は急激に上昇し、その影響により、地球の平均気温は 1880 年から 2012 年までに 0.85℃上昇しました。

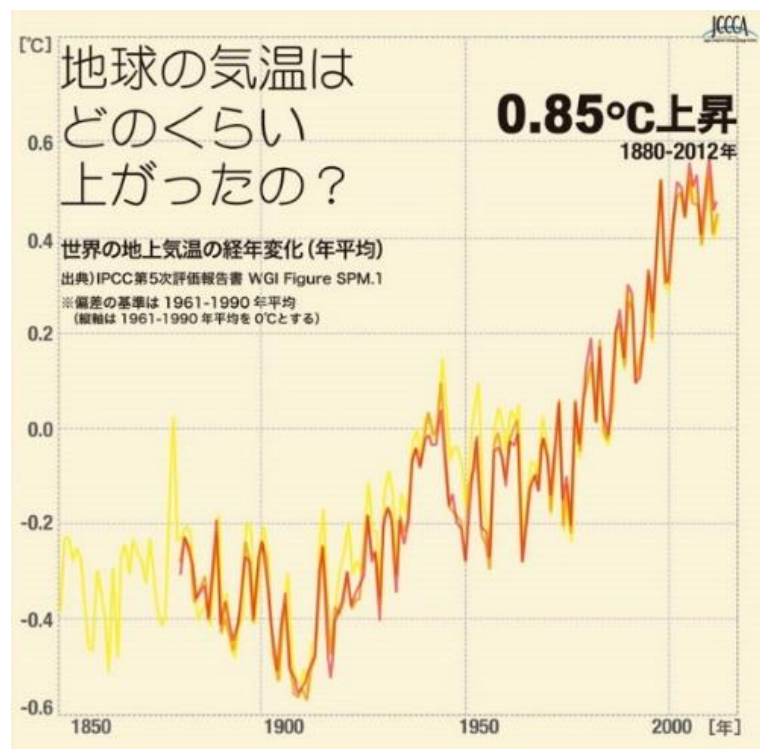
今後、温暖化対策を何も取らなかった場合は、平均気温が 2100 年までに最大で 4.8℃上昇すると予測されており、気温の上昇による作物の不作、生態系の破壊や自然災害発生リスクの増加など様々な問題が発生すると考えられています。

資料) 群馬県環境白書 (平成 30 年度)
 全国地球温暖化防止活動推進センター
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

●地球温暖化の仕組み



●世界の気温の経年変化 (年平均)



2 循環型社会の構築

循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制」、「資源の循環的な利用」及び「適正な処分の確保」がされることにより、限りある天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される仕組みが構築された社会であり、国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき資源の循環に関する施策を実施しています。

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、国は平成 30 年 6 月に「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げた「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。また、令和元年 5 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」に基づく「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、プラスチックの削減に関する施策をさらに強化しています。本市としてもこれらの国の方針に従うとともに、ふじおか 5 つのゼロ宣言における「プラスチックごみゼロ」実現に向けて、より一層のごみの減量とリサイクルの推進に取り組む必要があります。

3 自然と共生する社会

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的とした法律「生物多様性基本法」が平成 20 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。この法律により、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の策定、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

さらに平成 24 年 9 月に今後の「自然と共生する社会」のあり方を示すため「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。本戦略は令和 8 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」（「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基礎を強化し、政策に結び付ける」）を制定しています。また、令和 3 年 11 月に「2030 生物多様性枠組実現日本会議」を設立し、次期生物多様性国家戦略の検討を行っています。この国の方向性を踏まえ、本市は、市内の貴重な自然を次の時代に引き継ぐために、「清らかな水の保全」、「豊かな自然と生態系の保全」を主眼に置き、「自然と共生する社会」を目指していきます。

4 安全・安心な社会

社会における安全・安心を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化などにより、「安全・安心な社会」を目指します。

「安全・安心な社会」である快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

5 環境保全の学習と活動

平成 30 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更について閣議決定されました。

このような背景において、本市でも身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくために、家庭や地域での生活の中で、「環境保全の学習と活動」に取り組む必要があります。

このような取り組みが進むよう、環境に対する意識を高めるためにも、学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる市民活動団体等を育成する活動が必要です。

さらに、これらの活動を推進するためにも、年代や関心、理解に応じた環境学習プログラム等の提供も必要です。



八塩あじさいの里

第2節 本市の課題と対応の方向

1 脱炭素社会の実現

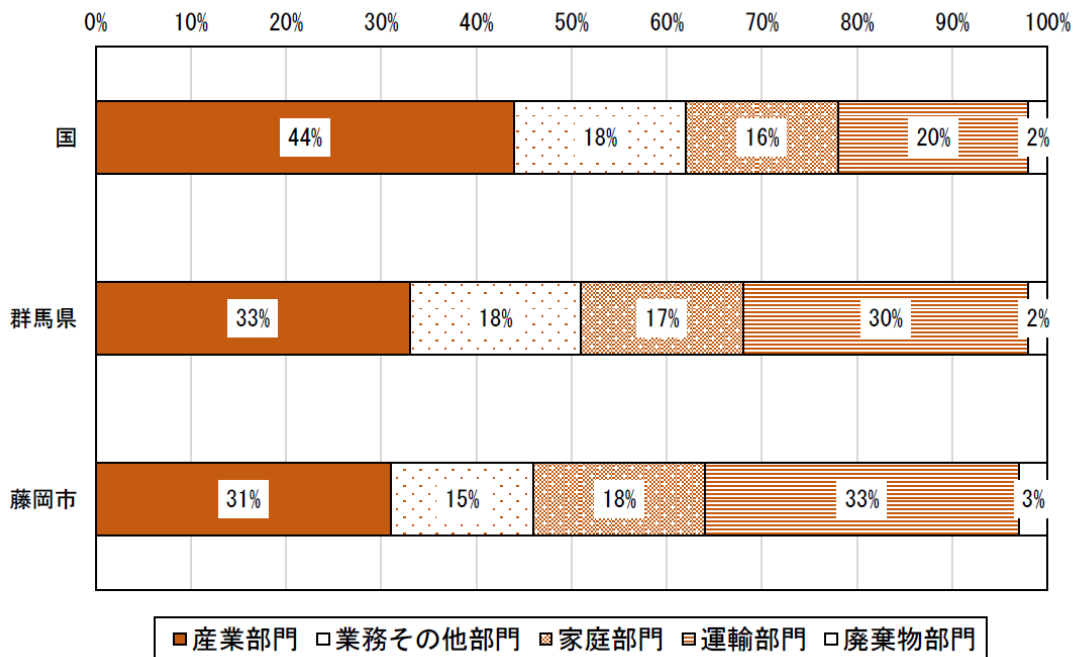
① 地球温暖化対策の推進

本市で排出される温室効果ガスは令和元年度で約42.6万t-CO₂となっています。本市の温室効果ガス排出量の5部門[※]での割合は、運輸部門による温室効果ガス排出量が最も多い32%を占めており、産業部門においても31%を占めています。現在、本市では平成19年度より「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を計画的に削減することを目標に、組織立った取り組みを実施しています。

一方で、地域全体における温暖化対策をさらに推進していくためには、市民・事業者も含めた新しい取り組み体系の構築が必要であることから、「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画に抱合して策定しました。また、令和5年度より、事務事業編と区域施策編を一本化した「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」により、脱炭素社会実現に向けた取り組みの強化を図ります。

※環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に記載される主要な部門で、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門を言う。

●国・群馬県・藤岡市の温室効果ガス排出量割合の比較（令和元年度）



② 再生可能エネルギーの導入の推進

本市は、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電設備の補助事業を実施しているほか、市有施設の一部に太陽光発電設備を導入しています。最新の動向を反映させた再生可能エネルギー関連施策を検討していく必要があることから、本市における再生可能エネルギーポテンシャルを調査し、脱炭素社会実現に向けて再生可能エネルギーの導入を効率的に進めるための計画として、令和4年度に「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

2 循環型社会の構築

① ごみの減量とリサイクルの推進

本市では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、受け取りを断る（リフューズ）、大切に長く使う（リスペクト）の5R運動を推進しています。

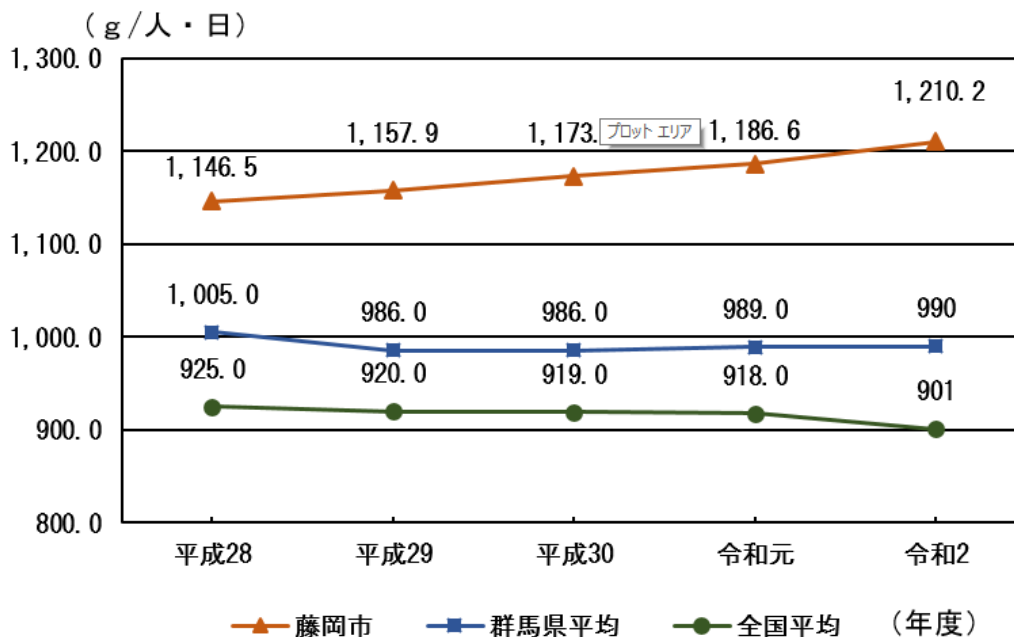
本市における1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあり、令和2年度は1,209.2gで、群馬県平均990.0g、全国平均901.0gと比べて大幅に上回っています。

一方で、本市のリサイクル率は減少傾向であり、令和2年度は19.4%となっています。群馬県や全国と比較すると、群馬県平均14.3%を上回っていますが、全国平均20.0%をわずかに下回っています。

ごみの減量化、リサイクル率の増加を進めるためには、市民・事業者・行政が一体となり分別収集の徹底と資源の集団回収事業を進め、再資源化施策に努める必要があります。

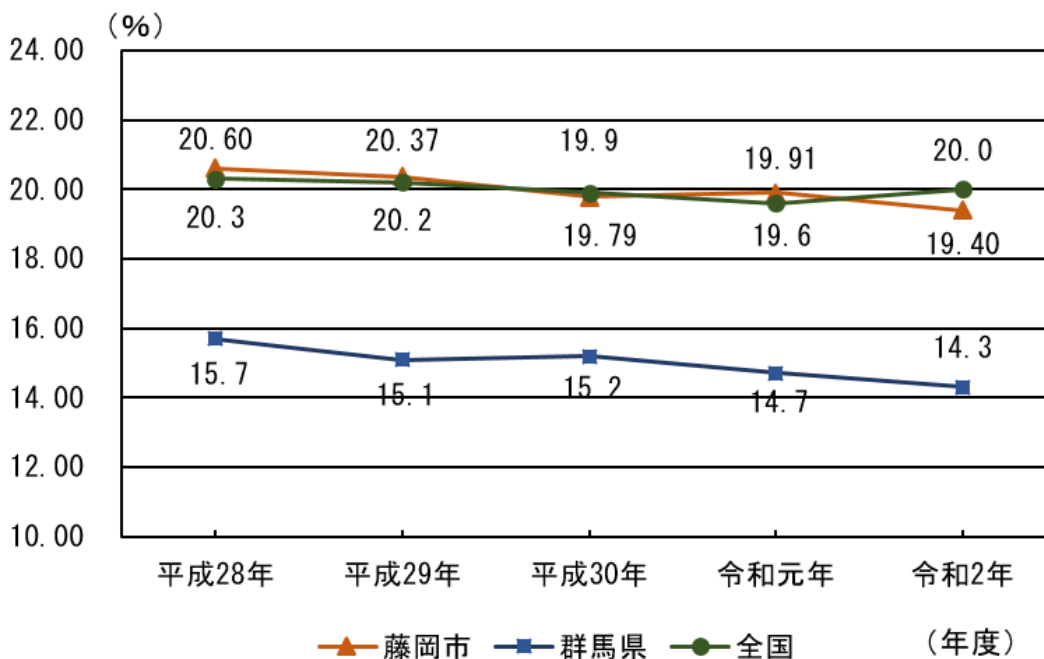
また、ごみの適正処理について、ごみ処理施設は平成25年度に策定した清掃センター長寿命化計画に基づき順次更新していますが、将来的には新たな処理施設について検討が必要となっています。

●国・県・藤岡市の1人1日当たりのごみ排出量



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境白書より

●国・県・藤岡市のリサイクル率



資料) 藤岡市清掃センター、群馬県環境白書より

3 自然と共生する社会

① 清らかな水の保全

本市の上水道の52%が神流川の表流水を利用しており、関連河川について定期的に水質調査を行っています。また、水質の保全のほか、水量の確保も重要で、市民の理解と協力が必要です。

一方、清流と水辺環境の保全として、自然を生かした水辺空間整備、散歩道等の整備並びに水辺空間の利用・美化活動に向けた意識啓発・学習活動が必要です。

② 豊かな自然と生態系の保全

森林は雨水を蓄える機能を持つほか、動植物の生息環境や二酸化炭素の吸収源となるなど、自然の中で重要な役割を果たしています。本市の森林資源は県内における三大林業地帯の1つであり、林業の面からも森林の整備・保全を進める必要があります。

農地は森林と同様に雨水を貯留するほか、田園景観を形成する景観資源等としての役割を有しています。本市では、農家数、耕地面積が減少傾向にあり遊休荒廃農地が増加している現状で、早急な農業の担い手の育成支援、休耕田等の有効活用による景観の保全等を進める必要があります。

また、本市には多種多様な動植物が分布・生息する生物多様性の豊かな地域となっており、市の天然記念物に指定されているヤリタナゴのほか、環境省のレッドリストに記載されているマツカサガイ、ホトケドジョウなど希少な生物が生息しています。

これらのことから、生態系全体を考慮した自然環境の保全に向けた各種取り組みを進めていく必要があります。

4 安全・安心な社会

① 快適で安らげる生活環境の確保

本市の生活排水処理率は令和3年度において67.7%で、群馬県平均83.1%、全国平均92.6%と比べて低い水準にあることから、水質保全を図るうえで下水道及び合併処理浄化槽への転換が必要です。また、市民が安心して生活できる環境を確保するうえで法令等に基づく事業所・工場等への指導・立ち入り検査の実施のほか、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みの検討も必要です。

② 安心・良好な街並み

本市での魅力的で良好な街並みを形成し維持していくため、景観法及び藤岡市景観条例等に基づいた取り組みを実施するとともに、市民協力のもと、美しい景観づくりを進める必要があります。

5 環境保全の学習と活動

① 環境教育・環境学習の推進

市民や事業者等が地球温暖化問題などの環境問題及び環境保全活動に取り組むうえで、本市の環境状況について正しく理解する必要があります。このため、市民や事業者等への情報提供・情報公開を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる面での環境教育・環境学習を推進することが必要です。

② 環境保全活動の推進

地域美化運動等で実施されている市民活動を支援するため、市民・事業者・行政、さらに国・県・近隣市町村との協働・協力による環境美化活動を推進するとともに、各種環境保全活動の支援及び活動を活性化していくための取り組みが必要です。

第3節 計画策定の方向性

「第3次藤岡市環境基本計画」の策定から約4年が経過している状況で、「第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）」は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、不十分な分野の取り組みの強化や新たな環境課題への対応を追加した計画とします。

1 脱炭素社会の実現

国及び県の「地球温暖化対策実行計画」と整合を図りつつ、再生可能エネルギーの導入や温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。特に、市民・事業者等を含めた市全体の温室効果ガスの削減を実施していくため「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を一本化した計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となった体制の構築を図り、市全体の脱炭素化に向けた取り組みを実施していきます。

2 循環型社会の構築

国や県では「循環型社会形成推進基本計画」及び「群馬県循環型社会づくり推進計画」をそれぞれ策定しており、県では、廃棄物の適正処理をさらに推進させながら群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。本市でも、国及び県の方向性・内容と整合を図りつつ、ごみの減量化・資源化を推進し、循環させる取り組みを実施します。

3 自然と共生する社会

市内の清流と水辺環境の保全に向けた意識啓発のほか、森林の整備・保全の推進、休耕田の有効活用や農地の保全を行うとともに、生物多様性を考慮した自然環境の保全に取り組めます。

4 安全・安心な社会

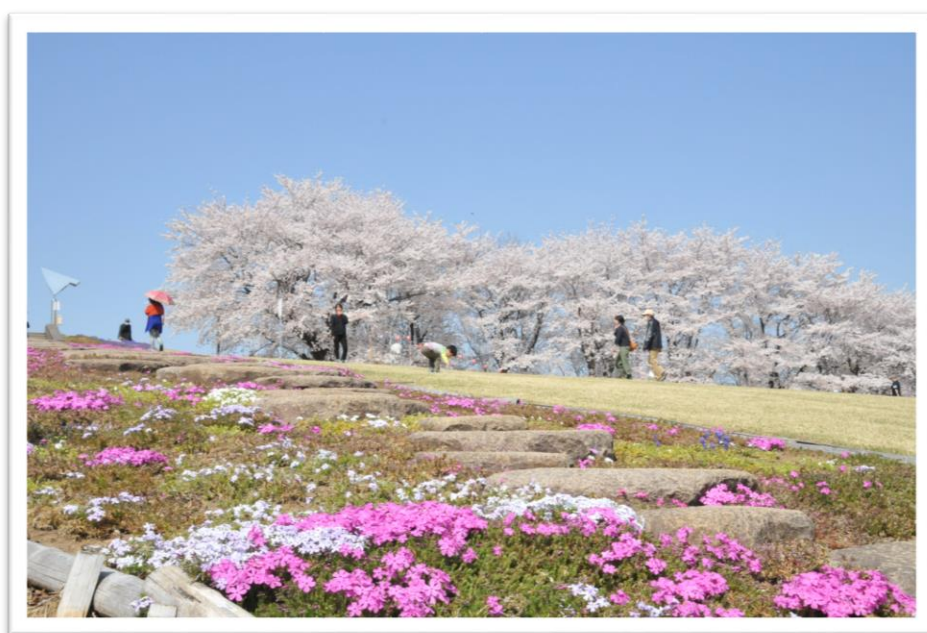
きれいな空気や水など、生活環境に良好な状態を保つため、生活排水処理率の向上及び大気汚染や騒音・振動など公害の未然防止を目指します。

また、「景観法」及び「藤岡市景観条例」に基づいた景観の保全や、不法投棄問題等の環境衛生に関する取り組みを実施していきます。

5 環境保全の学習と活動

地球温暖化や生物多様性の保全といった今日の環境問題について広く周知していくため、環境学習の機会を提供していくほか、市民・事業者に向けた情報発信をしていきます。

また、今まで環境保全活動に参加したことがない市民や事業者の活動参加を促進するため、従来の環境保全活動に加えて、若年層や家族が気軽に参加できる新たな活動スタイルを創出し、将来にわたって環境保全活動が継続していく仕組みの構築を目指します。



桜と芝桜（ふじの咲く丘）